

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学と公益財団法人高輝度光科学研究センターとの包括的連携・協力に関する協定書(案)

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学(以下「甲」という。)と公益財団法人高輝度光科学研究センター(以下「乙」という。)は、放射光科学の発展を期して、甲及び乙が緊密に連携協力するために、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が有する研究設備及び技術情報の有効活用を図ることにより、研究開発及び人材交流等の具体的な連携協力を互惠の精神に基づき効果的に推進し、我が国の研究・科学技術及び産業の振興、放射光科学に関する技術の向上及び人材育成に貢献することを目的とする。

(連携・協力の内容)

第2条 甲と乙は加速器科学、ビームライン光学技術を含む放射光科学基盤技術の発展、学術利用成果の充実及び産業利用成果の社会実装を目指し、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- 一 共同研究等の研究協力
- 二 人材交流
- 三 教育及び人材育成
- 四 研究施設・設備の相互利用
- 五 その他本協定の目的を達成するために、甲及び乙が必要と合意した事項

2 前項を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合は、甲乙協議の上、具体的な内容や方法を定める覚書を別途締結するものとする。

(連絡協議会)

第3条 本協定の円滑な実施のための諸事項を協議するため、甲大学学長及び乙理事長を共同議長とする連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の運営に関し必要な事項は、本協定に定めるもののほか、協議会において定める。

(機密の保持)

第4条 本協定に基づく特定の活動の開始前又は範囲外で一方の当事者が保有し、特定の活動の過程で他の当事者に提供される情報及び研究資料であって、情報を提供する当事者(以下「情報提供当事者」という。)が「機密」又はそれに類するものとして指定した全ての書面情報は、機密情報(以下単に「機密情報」という。)とみなされ、情報提供当事者の財産であり、情報提供当事者からの事前の書面による同意なしに、情報を受領する当事者(以下「情報受領当事者」という。)は、本協定に基づく特定の活動以外の目的で使用してはならないものとする。また、当該機密情報は、情報受領当事者が機密保持するものとし、情報提供当事者の書面による事前の承認がない限り、第三者に開示してはならない。ただし機密情報には、次の情報は含まれないものとする。

- 一 本協定に基づき開示された時点で既に提供される当事者に知られているもの
- 二 本協定に基づき開示された時点で既に公知であり、情報受領当事者の行為又は遺漏による場合を除き、今後公知となるもの
- 三 機密情報が、情報提供当事者に対して守秘義務のない第三者から提供された当事者に開示される場合
- 四 情報提供当事者の機密情報に依ることなく、情報受領当事者が独自に開発したもの

2 本協定のいかなる定めにも関わらず、情報受領当事者が情報提供当事者に速やかに通知することを条件に、情報受領当事者は、法的手続き又は政府機関に要求された場合は、情報提供当事者の機密情報を開示できるものとする。

(知的財産を含む研究成果の取り扱い)

第5条 本協定に基づく特定の活動において共同で考案又は開発した知的財産を含む研究成果は、共同所有するものとし、それぞれの当事者は研究・学術及び人材育成の目的において、当該研究成果を活用することに同意する。また、当該研究成果を商業利用する場合は、甲及び乙の協議により取り扱いを決定する。ただし、別途共同研究契約又は覚書を締結した場合はその取り決めに従うものとする。

2 本協定の期間中であっても、それぞれの当事者が独自に考案又は開発した研究成果は、全て当該当事者が所有するものとする。

(研究成果の公表)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく特定の活動において生じた研究成果を共同で公表するものとする。いずれかの当事者が単独で公表する場合には、他の当事者の書面による事前の同意を得なければならない。また、その際、それぞれの貢献度の評価は、国際的に認められた慣行に従って行うものとする。

(費用)

第7条 本協定に基づく特定の活動において発生した経費は、それぞれの当事者が責任を負う。ただし、別途共同研究契約又は覚書を締結した場合はその取り決めに従うものとする。

(協定書の改訂)

第8条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、若しくは改訂の必要がある場合又はこの協定書に定めるもの以外の必要な事項を定める場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、2025年4月1日から効力を生じるものとする。

2 本協定の有効期間は、2030年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙いずれからも何らの申し出がないときは、有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名の上、各1通を所持するものとする。

2025年2月27日

(甲) 兵庫県神戸市西区学園西町8丁目2番地1
兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
学長

(乙) 兵庫県佐用郡佐用町光都1丁目1番1号
公益財団法人高輝度光科学研究センター
理事長